○○土地改良区職員退職手当積立金管理規程

　（目的）

第１条　本規程は、職員の退職又は死亡給付金に充てるための職員退職手当積立金（以下「積立金」という。）の積立て及び管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

（積立金の額）

第２条　毎年度積立金として積み立てる額は、予算に定める額とする。

（管理）

第３条　積立金は、本土地改良区の指定する金融機関に預託する。

　（積立金の処分）

第４条　積立金は、総（代）会の承認を経て処分するものとする。

２　理事長は、前項の承認後に緊急やむを得ない事由により、承認に係る事項に変更を加える必要が生じたときは、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には理事長は、次の総（代）会にこれを報告し、その承認を経なければならない。

（その他）

第５条　この規程に定めるほか、積立金の取り扱いに関し必要な事項は理事長が理事会の承認を経て別に定める。

　　附　則（令和　　年　　月　　日の総（代）会で議決）

　　この規程は、議決の日から施行する。

附　則（令和　　年　　月　　日の総（代）会で議決）

　　この規程の一部改正は、議決の日から施行する。